

令和3年6月25日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」において、事業者が、医薬品卸売販売業者に確認書を提出することで、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところですが、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状を当室において把握する際の参考として、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する際、当室宛てに報告を求めることといたしますので、関係団体等への周知をお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和3年7月6日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

#### 職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）

平素より大変お世話になっております。

令和3年6月1日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施について、管内地方公共団体、関係団体等への周知をお願いするとともに、同月25日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」では、事業者は、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書を医薬品卸売販売業者に提出し、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところです。

こうした中で、事業者における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用するため、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数等について、当室宛てに報告を求めることといたします（購入しない場合は報告不要です。）ので、以下の報告用リンクとともに、関係団体等への周知をお願いいたします。

なお、本報告は、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状について、当室が現状把握を行う際の参考としてお願いするものであり、報告の有無は、抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。

#### ○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は6問で、回答にかかる時間は5分程度です。）

【問合せ先】 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）